

～市・県民税及び森林環境税（住民税）年金特別徴収に関するよくあるご質問～

Q1 公的年金からの特別徴収は、本人の意思による選択制とすることはできますか？

A1 本人の意思による選択は認められておりません。

地方税法により、「公的年金所得に係る個人住民税については、年金から特別徴収の方法により徴収する。」とされており、次に掲げる場合を除き、原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者が特別徴収の対象になります。

＜年金特徴できない条件＞

●公的年金の年額が18万円未満の方

●介護保険の特別徴収対象被保険者でない方

●特別徴収税額が公的年金の年額を超える方

Q2 特別徴収の対象となる年金を2種類受給していますが、どの年金から特別徴収されることになりますか？

A2 2以上の年金を受給されている方の場合、その受給額の多少に関わらず、特別徴収を行う年金について次のとおり優先順位が決められており、高順位の1つの年金から特別徴収されます。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ① 国民年金法による老齢基礎年金 | ⑤ 旧国家公務員共済組合法等による退職年金等 |
| ② 旧国民年金法による老齢年金等 | ⑥ 移行農林年金のうちの退職年金等 |
| ③ 旧厚生年金保険法による老齢年金等 | ⑦ 旧私立学校教職員共済組合法による退職年金等 |
| ④ 旧船員保険法による老齢年金等 | ⑧ 旧地方公務員共済組合法等による退職年金等 |

Q3 介護保険料と住民税で特別徴収される年金が異なる場合がありますか？

A3 介護保険料と住民税は、同一の年金から特別徴収を行うこととなります。ただし、住民税の対象とならない障害年金や遺族年金から介護保険料が特別徴収されている方は、住民税が普通徴収となります。

Q4 特別徴収から普通徴収に変わることはないですか？

A4 特別徴収の対象に該当している場合でも下記の条件となった場合、公的年金からの特別徴収は中止され、普通徴収に切り替わります。

年度途中で

- ・ 介護保険料の特別徴収が中止となった場合
- ・ 年金から特別徴収をしている者が死亡した場合
- ・ 南あわじ市以外の市町村に転出した場合（一定の要件の下、特別徴収継続の場合あり）
- ・ 住民税の特別徴収税額が変更になった場合（一定の要件の下、特別徴収継続の場合あり）

～市・県民税及び森林環境税（住民税）年金特別徴収に関するよくあるご質問～

- Q5 1 期、2 期は普通徴収ですが、10 月・12 月・2 月は特別徴収となっているのはなぜですか？
- A5 令和7年4月1日時点で、老齢基礎年金等の支払いを受けており、新たに65歳以上になる方で、年金特徴できない条件に当てはまらない方（Q1参照）については、10月から特別徴収がスタートするため、このような徴収方法となります。年税額の2分の1（10月～3月分）に相当する額を10月・12月・2月に支払われる老齢等年金給付の支払いの際に特別徴収します。残りの2分の1（4月～9月分）は、普通徴収として1期（6月）、2期（8月）で徴収いたします。